



Title	報告3 現代日本における政治意識・法意識をめぐる一考察
Author(s)	今井, 弘道
Citation	北大法学論集, 46(1), 211-226
Issue Date	1995-06-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15607
Type	bulletin (article)
File Information	46(1)_p211-226.pdf



[Instructions for use](#)

報告3…現代日本における政治意識・法意識をめぐる一考察

今井弘道

一、本日はここで講演をさせて頂く機会をもつことができ、この上ない名譽であるという思いで一抔です。このような機会を与えてくださった梁承斗先生や崔鍾庫先生をはじめ関係諸先生方に深く感謝したいと思っております。

現在日本では「政界再編」が進行しつつあり、その中で憲法問題があらためて時事問題として浮上してきております。日本の現代政治の動向に御関心のある人なら、御存じの通りです。昨年七月、この「政界再編」の進行の中で、これまで長期一党支配が続けてきた自由民主党が単独政権を維持する能力を喪失しました。その後、反自民を標榜する二つの短期的な連立政権の成立・崩壊を経て、現在では自民党と社会党を中心とする連立政権が内閣を構成しており、社会党委員長の村山富市が内閣

総理大臣となつて四ヶ月を経過しております。一九五五年に確定された国内版冷戦構造は〈五五年体制〉と呼ばれ、資本主義体制政党たる自由民主党と社会主義を志向する社会党の二党を両極として鋭い対立を続けてきたわけですが、この両党が連立政権を組むに至つたという一事を見ただけでも、この政界再編が実に根の深いものであることが御了解頂けるかと思ひます。この政界再編の進行によつて、第二次大戦後の日本の政治構造のあり方は重大な変化を遂げつつあります。この変化は、一面で冷戦構造の終焉・体制問題の終焉に表現されている世界的次元での状況の変化と連動しています。だが他面では、日本人の政治意識・法意識という主体の次元の変化に支えられてもいます。この両面にわたる変化の細部に立ち入つて議論をはじめ

ればキリがありません。そこで本日は、日本人の政治意識・法意識という主体の次元の変化に焦点を絞って議論を進めたいと思います。とはいえこの講演では、この一面に絞った議論さえ、図式的で大雑把なものになる他ありません。無論、それが却って問題の様相を鋭く浮かび上がらせることは、話し手の腕次第では不可能ではありません。しかし私にそれだけの腕があるかは大いに疑問ですので、腕の不十分さは熱意で補充しつつ議論を進めていきたいと思えます。

さて、このように問題を限定した上で、今日私が諸君に御話ししたいことは、

(1) 日本には第二次大戦後に体制上の大きな変化があった。日本は、天皇制に基礎を置き、官僚（軍人を含む）が主導する非民主的な体制を否定し、民主的な平和国家に転換した。ある指導的な憲法学者はこのことを、日本は一九四五年八月に革命が生じたと見て、いわゆる〈八月革命説〉を説いた。一九四七年の日本国憲法の制定によってそれが実定憲法上確認された。しかし日本人の政治意識・法意識という面に焦点を絞って議論を進めれば、そこに革命といえる変化が生じたとはいえない。

(2) 機構・制度は、いかに民主的なものであれ、民主的な精神をもった市民が支えるのでなければ、幻想と化する。民主

的な制度が民主的な担い手なしに民主的機能を果たすことはありえない。制度は、適切な担い手がいない場合、機能変化を生じ、異質な機能を發揮する。事実、第二次大戦後の日本では、憲法を頂点とする客観的制度とその担い手の間にズレが生じた。その後の日本の法・政治制度はこのズレに起因する機能変化に悩まされてきた——このことは、典型的には、戦力の保持を禁ずる憲法第九条が自衛隊という名の戦力の正統化根拠として機能してきたことに象徴されている——。

(3) しかし日本人の政治意識・法意識は、戦後五十年の経過の中で、とりわけ一九七〇年代以後明確に変化してきた。この変化が、国際情勢の変化と相俟って、〈五五身体制〉と呼ばれる政治的・社会的枠組に変化をもたらしつつある。現在の政界再編はこの変化の進行過程に他ならない。戦後に形成された諸制度をめぐるズレの調整が、新たな国際的枠組と新たな政治意識・法意識との関係に即して、行なわれるべき時期が到来しているのだ。

(4) しかしこの政治意識・法意識の変化の方向はまだ明確な輪郭を表わしていない。複数の可能性が示されているのが実態だ。政界再編の渦中において、国民は、この複数の可能性の中で自覚的な選択を迫られている。日本国民は現在大きな歴史的岐路

の前に立っているのだ。

(5)この選択問題は、視角を変えていえば、日本人の政治意識・法意識の帰趨の問題に他ならない。

以上の諸点についてです。

二、日本は西欧列強からいわば近代を強要されましたが、近代西欧文明・近代西欧法文化の受容にあたって、「過去と現代」・「東西文化」という二つの関係に決着をつける必要に迫られました。この問題は基本的には「和魂洋才」というスローガンの下に解決すべきものとされました。

まず過去の日本の封建的・前近代的なメンタリテイを「天皇」を統合点とする、国家的次元での〈疑似的な同族的集団主義〉に集約・再編成して、それが国民的統合の基礎とされました。そのことを可能にするためには、天皇制それ自体がそれだけの統合能力をもつものとして革新あるいは創出されねばなりませんでした。天皇制は予めそれに好都合なものとして出来上がっていたわけではなかったからです。こうして国民的統合の中心に位置した天皇とその下に立つ「天皇の官吏・天皇の軍隊」等々の官僚制群とは王権神授説的に正統化されました。しかもその官僚制群は徹底した機能的合理性をもたせられ、その指導力を

通して近代化政策——つまり〈富国強兵〉政策——は強力に推進され、西欧列強に「追いつき追いこせ」という国家的目標に全国民が動員されていきました。かの二つの関係はこのように構造関係において調整されていったというわけです。

今私は王権神授説的正統化という表現を用いましたが、その王権神授説とは、思想的に見れば、近代的社会契約論に先行し、それが克服の対象としたものです。天皇とその下に立つ官僚制群による国民支配という構造をもつて成立した日本のナショナルリズムがこの神授説的論理によつて正統化されたという事態にこそ、日本の近代化の中で果たした天皇制の基本的性格がありました。逆にいえば、この神授説的性格は市民的政治文化・法文化の決定的な弱さの反映でした。その弱さは同族的集団主義に固有の権威主義的・臣民的メンタリテイと表裏一体のものでした。そしてこのような正統性根拠をもつ天皇制国家は、対外的には一種の選民思想として機能し、強烈な排外主義的性格を露わにしました。

こうして「同族的集団主義」の伝統的な生活様式と感情に基礎にし天皇制によつて完成される国民的統合が世界帝国主義の体系の中で覇権を競う外交政策を支えるという構造的関係が形成されました。この構造の中で、「過去と現代」・「東西文化」

という二つの関係の調整機能を直接的に担ったのは天皇制官僚でした。このような構造の中で、ともかくも西洋に「追いつき追いこす」ことが、この天皇制国家の最大の国家目標となったわけです。

三、日本の封建制の中では、資本主義体制を準備する客観的・主体的条件は、一定程度準備されてきました。最近の日本では、そのことを可能にした文化的要素として「イエ」という日本の「同族型集団主義」があったという、かなりの説得力をもった指摘がなされています。天皇制国家自体も、ある意味でこの「イエ」型集団主義をモデルとして、それを虚構的に国民的次元にまで拡大したものと見ることができます。

この「イエ」型集団主義は儒教的伝統の中に位置する「宗族」とは異質のもので、日本の武家社会において一般化した開拓と見るのではなく、日本の武家社会において一般化した開拓者・戦闘者集団としての「イエ(家)」、つまり経済的・軍事的共同体である「イエ」の存続を第一次的な価値と見る集団主義です。無論、日本は、韓国・中国と同様に、国家と家族との間に市民社会という固有の領域をもたず、親族世界と政治世界とが連続性をもつ文化的伝統の中にありました。日本の特殊性は

この共通性の上に成立したのです。この集団主義は、戦闘に勝利することによってしか開拓の成果を守り生き残ることができない戦闘者集団Ⅱ「イエ」の内的要請から、合目的機能性に大きく重点を置くものであり、十二世紀末の武家政権の成立を契機として、日本の文化の基礎となったものでした。韓国人が日本文化に違和感を感じる場合、多くはこの戦闘者集団に由来する集団的機能主義の文化に関わっているように思われます。

この生存のための闘争の中に置かれた「イエ」は、個々人がもつ経済的・軍事的力量・機能性に大きく依存し、従って実力主義・個人主義と強い親和性をもちます。無論、その個人主義はあくまでも「イエ」集団の存続のための機能の担い手としての個人の力能の評価に即して成立するものであり、実際には「擬個人主義」でしかありません。同じ理由から、それぞれの「イエ」集団は力量のある非血縁的メンバーを積極的に吸収しようとし、ここに儒教文化とは相容れない「異姓養子」が制度化される基盤が成立します。逆に、力量をもたない個人は、この機能的集団——「イエ」——の存続の障害として、実子であつても親によって廃嫡される場合があり、実父であつても成人した子によって、また主君であつても臣下によって排除される場合さえあります。それは、儒教倫理に悖るものではあつて

も、「イエ」の倫理には適うことなのです。ここに日本における儒教倫理の受容の限界を画す一つの大きな要因があるということができます。

〈擬一個人主義〉を内包するこのような「イエ」的集団主義は、日本の近代化・資本主義化のための主体的条件として比較的適合的なものでした。それは、資本主義が要求する「手段的能動主義」に同化し、「追いつき追いこせ」というスローガンの下で経済的・軍事的発展を達成し、帝国主義的闘争から脱落しないために後発帝国主義・日本を支える中心的なメンタリテイとして洗練されていきました。逆にいえば、個々人の創意・工夫等々に表現される個人主義的エネルギーは、多くの場合この「追いつき追いこせ」という自明の政治的価値・国家的目標に収斂可能な限りで、容認され、奨励されたわけです。

この〈擬一個人主義〉に対する真性個人主義の観点からの抵抗闘争、「イエ」からの個人の解放をめざす闘争は、日本文学の好個のテーマとなってきましたが、その闘いに日本の文学者は概して悪戦苦闘を強いられ、挫折する場合が多かったようです。そこには、「イエ」的集団主義の軛を越えた個人と個人の水平的な関係性が恋愛においてさえ成立困難であった、ましてや社会的次元でそのような水平的関係を構築することは困難で

あったという事情が象徴されております。

要するに、日本資本主義は基本的に「追いつき追いこせ」という国是に収斂されつつ集団主義が許容する〈擬一個人主義〉の枠内で展開され、それを越え出る要素を許容しなかった。逆にいえば、封建体制の中に芽生えつつあった近代性の諸要素は、「追いつき追いこせ」という国家的目標の下に一元的に統合されたのであり、その過程の真の主体は、個々の個人・市民ではなく、国家を最大のものとするさまざまな規模の「イエ」的共同体の司祭・官僚達であったわけです。

第二次大戦までの日本は、この「追いつき追いこせ」という国家的目標を全ての国民に自明視させることに基本的に成功しました。主に国家的教育を介して、この天皇を頂点とする同族的集団主義的ナショナルイズムのイデオロギーも、自明視されるに至りました。それどころか、天皇の軍隊と天皇の官僚は、この「イエ」的集団主義の家族制度・国家制度の中に朝鮮半島と台湾までも包摂しようとの幻想をもち、それを強行的に試みしました。この傲慢な試みが五十年前に完全な破産に終わったことは、諸君の前ではあらためていう必要もない歴史の事実です。

四、こうして日本帝国主義は崩壊し、米軍に占領され、その

指導下に民主的な平和国家として再生することになりました。
 (八月革命)とも呼ばれるこの変革は大日本帝国憲法に代わる
 日本国憲法に定式化されます。その三大原則とされるものがこ
 の変革の具体的内容を示しております。(1)天皇主権の否定と国
 民主権主義への転換。(2)基本的人権の尊重、(3)戦争放棄と国際
 平和主義がそれです。しかし私は、ここに(革命)を見ること
 はできない。なるほど表層での変化はあったが、大日本帝国を
 支えた日本人の精神構造は保持された。まず(1)の天皇制と国民
 主権の関係に即してこの点を論じておきます。

敗戦直後の日本の政治指導部の目標は「国体の護持」に置か
 れました。「国体の護持」という言葉を理解するには、「国体」
 と「政体」という二つの概念を区別することが必要です。これ
 についてはさまざまな概念規定が可能ですが、私はここで「国
 体」という語を、「万世一系の天皇」が、歴史の変遷にもかか
 わらず日本という政治的共同体に君臨し、その統合を自らの一
 身において象徴しつつ存在してきたという日本国家のあり方を
 指すものとして用います。このような「国体」論は、国民国家
 としての日本の出発にとつての必要からなされた伝統の発明と
 でもいべきものであつて歴史的事実とは整合しがたいもので
 すが、ともあれ概念としては、そのように理解することができ

ます。これに対して「政体」という語は、そのような天皇の君
 臨と象徴作用の下での、具体的な統治の形態を指すものとして
 用いることができます。例えば君主制、民主制といった統治形
 態です。

この区別を前提していえば、「天皇は、日本国の象徴であり
 日本国民の統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日
 本国民の総意に基づく」とする日本国憲法第一条を通して、
 「国体の護持」という目標は成功裏に貫徹されました。天皇制
 は、直接的な意味では脱政治化されながら、国家と国民統合の
 象徴として維持されたわけですが、そのことによつて、かつて
 の天皇制を支えた日本人の精神構造の徹底的な吟味反省が閑却
 されるとともに、天皇制をめぐる日本の、潜在的には強い政治
 的意味をもつ社会的・文化的伝統が、ひそやかに保存されたわ
 けです。

日本国憲法草案が国会で審議中の担当國務大臣は、「国体」
 という語が指示するのは、「天皇との繋がりに於て国民が統合し、
 いわば憧れの中心として天皇を考え、その上に国家が存在する」
 という日本国家のあり方だ、こう断つた上で、象徴天皇制はこ
 の国体を変更するものではない、と説明しました。また、当時
 の代表的な哲学者・倫理学者である和辻哲郎は、「国民の総意」

の「形成」は「天皇」において「表現」されるとする第一条を前提すれば、「人民に主権がある」と「天皇に主権がある」ことは、「一つ」になり、「人民主権を承認するために天皇制を打破」する必要はない、かくして「国体」に変更はない、と述べております。それぞれに、「天皇の存在」と「国民主権」という「真正面から対立」する「二つの概念」が国体と政体という二つの概念を媒介として接合可能であり、「国体」を護持せんとする「象徴天皇制」の戦略が新憲法において成功を収めたことを示しているわけです。しかも象徴天皇制の中にひそめられて保持された日本の伝統は、折にふれて活性化の兆を見せてきました。昭和天皇の死去と昭和から平成への転換の際に、その兆はさまざまな形で示されました。

このような経緯を振り返ってみれば、大日本帝国憲法が日本国憲法となつて、天皇制をめぐる客観的制度や規範の次元での変化はあったが、それを根底で支える国民の精神的態度や社会・文化のあり方に変化はなかった。そしてこの継続性を、戦前・戦後と全く中断なしに昭和天皇が天皇であり続けたという継続性が補強した。要するに一九四七年に成立した日本国憲法は天皇が主権者であるという「政体」としての君主制は断念し、それを民主制に転換させながら、天皇制的な政治文化は維持し

えたとし、後日の反攻のための橋頭堡を確保とすることはできた、このように理解することができるわけです。

ともあれ憲法第一条は、現代日本の代表的な憲法学者である小林直樹の表現によれば、「天皇の存在」と「国民主権」という「真正面から対立」する「二つの概念」の「接觸面」(『新版』憲法講義上、一五六―一五七頁)を示しています。私なりにいえば、天皇制と民主主義との、(国体としての天皇制)と(政体としての民主制)という形態を取った妥協と折衷の所産だ、というわけです。要するに、その「形成」が「天皇」に「表現」されるような「国民の総意」は *volonte general* に通じる語でありながら、ルソーの意味でのそれではありえない。その「総意」は、むしろ「憧れの中心として天皇を考え」ることの上で「国家」の「存在」が可能となるような、明治期に再編された日本的集団主義の刻印を帯びたものという他はないわけです。このことは、戦後日本が神話の共有を基礎とする政治的共同体ではなくなり、人間の良心の自由と内面的自律を尊重し多様な価値観をもつ諸個人の基本的人權の相互尊重によって成立するに至ったものであることを、条文上はともかく、実質的次元で明確にすることを妨げました。このことは、日本国憲法における基本的人權の尊重にも、実効性の次元では限界があることを

示唆しております。

このような経緯の中でかつての神権天皇制を支えた自らの精神構造の徹底的な吟味反省は閉却され、そのような精神構造に對して無反省な人々が日本の戦後の再建を第一線で担っていきましました。そのことを象徴的に示すものに、占領米軍が戦争協力の廉で公職追放するべき対象を中間的指導者層にまで拡大しようとした一九四六年に、時の首相吉田茂が提出した意見書の一節があります。そこでは、「戦時に於て各職務を通じて戦争に協力することは、当時国民の義務として考へられて居った。義務に忠実な人は又、日本の再建にも貴重な役割をなす」、だからその人々の追放は戦後日本の再建を阻害するものであつて、「進歩的なりとは思われない」との主張がなされております。要するに、没批判的追従をこととする臣民は、国家的目標が変化しても、またそれに忠実に協力する。従つてその中間的指導層は戦後日本の再建の中核部隊たりうる、というわけです。このことは、国民の圧倒的部分に對しても見事に妥当しました。この意味では、この吉田の意見書は戦前と前後の連続性を適確に表現するものと評することができます。

まさにこの吉田意見書と平仄を合わせるかのように、やがて追放された中央の政治的指導者達も戦後日本のリーダーとして

復帰してきました。中央の官僚機構と官僚層も基本的には維持されて「天皇の官僚」意識をもつたまま占領軍の政策に協力し、あるいはその目を盗んで自分達の権力の奪回に余念がありませんでした。かくして、戦後の「日本の再建」は、指導層から個々の国民に至るまで、実際に天皇制国家の義務に忠実であつた人々によつて担われることとなつたわけです。無論、この過程が、朝鮮戦争の勃発の中で、一方で日本の兵站基地化を望みつつ他方で日本の「共產主義化」を怖れた米軍が日本の再軍事化を促す過程と並行していたことはいふまでもありません。このような経緯を見れば、戦後の日本政治が一面で日本国憲法を範として画期的改革を進めたにもかかわらず、「天皇の官僚」意識をもつ官僚による、憲法の精神に反する政治を推進する余地が十分に開かれていたことは否定できないところです。

五、このように(1)天皇主権の否定と民主主義への轉換という課題は十分な形では達成されませんでした。むしろ天皇制は驚くべき変化を遂げる日本がそれにもかかわらずもっている継続性の象徴だといえるのです。そうであつてみれば、既に示唆したように(2)の基本的人權の尊重が本来の意味では十分に実現されなかつたであろうことも容易に推測できます。しかしこ

ここでは、この問題を意識しながら、(3)の戦争放棄と国際平和主義の問題を見ておくこととしたいと思います。

憲法第九条は戦争放棄を宣言し戦力の保持を禁じております。しかしこの憲法の成立後、日本は直ちに冷戦構造に巻き込まれました。その中で保守党政権は、基本的にアメリカの防衛体制の中に組み込まれることに日本の安全を求め、その同盟関係の枠内でアメリカ側の日本の防衛力の増大要求に従ってきました。これに対して護憲派は平和主義に基づく中立政策を主張し、冷戦構造の中で社会主義陣営の側に立ちました。つまり日本の護憲平和主義は社会主義擁護の闘争と一体となりました。

この社会主義イデオロギーへの親近性にはある重要な問題がひそんでおりました。憲法学者・樋口陽一によれば、近代憲法の根底には社会を諸個人の意思を介して成立するものと見る社会契約論的世界観があるが、改憲論と護憲論の激しい対立の中でこのような憲法問題の核心は実は浮上していなかった。護憲論の陣営自身が一つの集団主義になっていたからです。つまり、「イエ」型集団主義を克服しえないまま社会主義を志向していた革新平和勢力が、そのことに明確な自覚を欠いたまま、集団主義としての社会主義擁護の運動と運動していた、というわけです。

無論、このようにいうだけでは過度の単純化の誹りを免れないでしょう。しかし、以上のような一面があったことは否定し難く、それが護憲側も戦後日本の憲法をめぐって深刻な問題を抱えていたことを見事に衝いていることは承認されるべきでしょう。そのことは直ちに(2)の基本的な人権の問題につながります。冒頭に私は、第二次大戦後の日本では憲法を頂点とする客観的制度和その担い手の間にズレが生じた。それ以後の法・政治制度はこのズレに起因する機能変化に悩まされてきたと述べましたが、それはこのような形で、憲法の三つの原則のそれぞれに纏いついていたわけです。

六、徹底した機能的合理性を備えた「イエ」型集団主義は、第二次大戦に至る過程で好戦的性格を強めていきました。新憲法とそれに依拠した護憲平和運動が少なくともこの好戦的性格に大きな楔を打ち込み、平和主義を国民的意識に浸透させていったことは事実です。しかし、既に示したように、「天皇の官僚」意識を捨て切れない官僚と機能的合理性を備えた「イエ」型集団主義は基本的に維持されました。但し、この集団主義は脱軍事国家化され、高度成長経済の中で、企業次元での「イエ」型集団主義に重点を移していきます。日本軍の兵士達は企業戦士

に変身を遂げていったわけです。そして「天皇の官僚」機構はこの経済的發展の統合參謀本部として機能していきました。

この企業次元に成立した「イエ」型集団主義は、最近では「会社主義」と呼ばれています。それは企業別組合・終身雇用制・年功序列制を介して求心力を高め、企業福祉主義とマイホーム主義によって補完・完成されます。この「イエ」の原型を保持した「会社主義」が戦後日本の経済發展の原動力となっていたわけです。しかも「追いつき追いこせ」は依然として国家的・国民的目標であり続けました。こうしてみると、日本の戦前と戦後の変化の主要な点は、西欧へ「追いつく」ための軍事的手段の放棄と、もっぱら経済的手段の動員という点にあるといえそうです。戦後日本の保守政治は、伝統主義と産業主義とを接合させてそれを自らの支持地盤とし、官僚機構と融合しながら、基本的にこの国家的目標を追ってきました。もともと、現在進行中の政界再編の中では、政治的・軍事的大国を目指す潮流がこの保守主義の中から分化してきておりますが。

ところで、自明の社会的・国家的目標であり続けた「追いつき追いこせ」は、一九七〇年代にその自明性を喪失します。「会社主義」という「イエ」型集団主義に担われた日本経済の發展によって、基本的に「追いついたからです。ここから、

一方では「イエ」型集団主義に立脚する日本資本主義と日本文化を没批判的に賛美する文化人達が登場して、日本文化が変わることのない、また変える必要のないすぐれたものであることを強調し、国民のナショナルな意識をくすぐりはじめます。しかし他方では、皮肉にも日本の官僚たちにとって、自己の正統性を支えてくれる「追いつ」いて以後の新たな国家的目標は何か切実な問題となりはじめます。

また、個々人は「食う」ための生活から解放されて人生において追求すべき価値・「生きがい」を求めはじめます。最近のさまざまな意識調査では、日本人の九〇%以上の人が中流意識をもっていることが明らかにされていますが、この自称中流階級の人々は、豊かな生活の中で、私生活を守るために保身になりながら、同時に「生きがい」を追求し、それとの関係で社会に対する批判的意識を少しづつ鋭敏なものにしていくわけです。このような事情は、日本のジャーナリズムでは、「生産者の論理」から「生活者の論理」への転換と表現されております。生活にゆとりができ、それを更に充実させたいと念願するところから、政治と社会を批判的に見はじめた、というわけです。そのような事情はまた「生産者の論理」を担った企業という「イエ」から解放されたいという欲求を個人に目覚めさせま

す。そこに真の個人主義とそれに立脚する多元的価値の躍動する市民社会の可能性を窺い取ることができます。このような可能性は、体制選択問題が問題として消失していく中で、多くの市民には一層意味深いものと受けとめられました。

しかし同時に、「イエ」から解放されて生活者たる個人であるろうとする意欲を示しはじめた層は、日本の文化・経済・政治の本隊部分を担っている層でもありません。しかもこの層の生活の豊かさを可能にしたものが企業の「イエ」型集団主義に立脚した生産である以上、この層は内在的矛盾を抱えて、動揺的性格を示すことにもなります。この揺れ動きがどのような方向に収斂していくのか、本場に「イエ」型集団主義の克服と市民的文化の発展の方向に向かうのかは、戦後日本の歴史の中でも、また近代日本の行方という意味からも、大きな意味をもっているように思われます。

私は先に、日本は国家と家族との間に市民社会という固有の領域をもたず、親族世界と政治世界とが連続性をもつアジア的な文化的伝統の中にあると述べました。このような文化的伝統は現在でも強くその刻印を残しております。その問題性は、具体的には、自らの属する集団を越えた次元での倫理をもたない、私利私害や自らの所属集団の利害を越えた公共的利害に対

する感性が欠如しがちだという点に現われてきます。ここからさまざまな腐敗が生じてきます。しかし、豊かさと余暇とは、個人が同族的集団を越えたさまざまな次元での経験を可能にしております。企業内の「イエ」型集団主義から解放された真の個人主義とそれに立脚する多元的価値の躍動する市民社会の可能性は、このさまざまな次元での新たな経験をその成立基盤としているように思われるわけです。

このような動向が顕著になってきたことから、階級イデオロギーに親和的な政治的言語は非適合的なものとして駆逐され、各政党による政治的支持の取りつけは、次第に保身的配慮と批判的意識との間で、また会社人間であることと私利個人・市民であることとの間で揺れているこの層を主要なターゲットとする傾向が強くなります。新たな「国家的目標」もこの層の支持をとりつけなければなりません。このような事情はここ数年紛れもないものとなってきました。こうして国家の新たなあり方をめぐる「国家観」の闘争、ポスト体制選択の時代の政治が本格的なものとなります。現在進行中の政界再編は、このような政治的基盤の変化への対応の不可避の帰結だといえます。(体制選択問題)とそれに関連した安全保障問題を軸とする枠組みからの脱却がこれまでの対立軸を無意味化し、市民の時代への暗

中模索の不透明性が現段階を支配しているのが現状だ、というわけです。

戦後民主主義は官僚主導型の政治を克服したわけではなく、その限りで憲法は変ったが政治の官権主義的体質は変わらなかつた。しかし以上のような経緯の中で、戦前から戦後へと続いてきた日本の政治のあり方は、あらためて根本的に問い直されているということができます。無論、このような問いかけをすべての政治家が、ましてやすべての国民が自覚的に発しているわけではない。しかし、これからの政治の焦点はこの点をめぐって展開される他ないであろう、私はこう思っております。

このような事情に法学も無関係ではありません。例えば一八六七年の明治維新以来、戦後改革をふくめた立法作業は、学者と官僚による翻訳作業を中枢とし、法学も外国理論の導入によつて権威を保持してきました。日本の固有性はそれを天皇制のうちに取り込んだ点に限られたといつて過言ではない。しかし今や外からでも上からでもない、内からあるいは下から、つまり市民の意識を発信源として、そこから法律・法学へと至る回路が成立しはじめました。日本における四大公害訴訟と呼ばれる、市民運動に支えられた裁判とそれをめぐる議論の中から開始された制度や政策の再検討、それを追う理論の展開がそ

のことを象徴しております。その意味では、日本国憲法の精神は、今ほじめて具体化されようとしているといえるのかも知れません。

七、フンランシス・フクヤマという日系米人によれば、現在「アジア」とりわけ日本は、世界史という面から見てとくに決定的な転換点にあり、その進む方向には「二つの可能性」がある。第一の可能性は西欧化の道、すなわち「国際化をとげ教育水準を高めたアジアの人々」が西欧化し、「リベラルな民主主義」を一層拡大していく方向です。この場合アジア的集団主義は「自己同一化の源泉」としての意味を失い、「人間の普遍的な権利という原理」が獲得されるだろう。過去数十年にわたつて日本、韓国、台湾はこの道を進んできた、というわけだ。

第二の可能性は、アジア人が自らの成功を自分たちの固有文化によるものと確信し、「技術主義的な経済合理主義」と「家長的権威主義」との結合による「反自由主義的、非民主主義的なシステム」の実現へと向かう道です。アメリカ人フクヤマがこの点に関する限り第一の道を推奨していることは勿論です。

ここでフクヤマは、アジアの文化を「家長的権威主義」に一面的に還元した上で、アジアの西欧化か／家長主義的権威

主義の温存かという単純な二者択一の問題設定をしており、そこに欧米中心主義史観が露骨な姿を現しております。しかしここで重要なことは、日本や韓国を視野の中心に置きながら、その単純さを通して、アジアでは〈体制問題〉以後の政治文化のあり方が切実な問題となる、それにアジア人は理論的にも実践的にも答えねばならないというメッセージが送られていることにあります。このメッセージに平凡だが否定しえない真実性があることは事実です。私のこれまでの議論は、ある意味ではこのような問が日本人につきつけられている様相を示そうとしてきたわけです。

私は先程、真の個人主義とそれに立脚する多元的価値の躍動する市民社会の可能性について論及しましたが、それは決して欧米中心主義への追従を意味していないことを念のため申しとおきたいと思えます。タテ型の家族社会を越えた倫理は、近代西欧のアトミスティックな個人主義倫理に直ちに帰着するわけではない。西欧においてもこのようなアトミズムの克服の試みが行なわれはじめて既に一世紀以上が経過している現在、この点に注意しておくことはやはり必要なことだというべきでしょう。

これとの関連において想起しておくべきことは、市民社会の

経験をいくらかでもつ東欧諸国は、〈体制問題〉から〈市民的政治文化〉へという歴史的転換を比較的スムーズに押し進めつつあるのに対して、市民社会をもたない東アジアの社会主義国家においては、事態は異なっている、とりわけ北朝鮮においてこのことが深刻な問題になりつつあるということです。これとの関連においても、東アジアにおける〈市民的政治文化〉の可能性の問題が問われているわけです。

私は、日本人として、この問を日本における〈市民的政治文化〉の可能性の問題として捉え返した上で、さしあたり次のような解答を提出したいと思っています。西欧中心主義は否定されるべきだが、アジア的集団主義の日本版たる家父長主義的な「イエ」的集団主義の賛美もまた否定されるべきだ、第三の道が目指されるべきだ、という解答です。

私は、この解答を具体化する作業は、東アジアの法・政治文化の批判的研究の展開を必要とする、と考えています。私が日本の、といわず東アジアのといったのは、東アジアの文化の共通性とその中の日本文化の特殊性を知らずして、日本の法・政治文化の批判的研究は不可能だと考えるからです。日本人の多くがこれまで〈日本対西欧〉という問題設定に従って日本文化の固有性を研究してきましたが、それは致命的な限界をもつ

ております。李御寧教授の次の指摘はそのことを明確に衝いて
おります。

韓国や中国の文化を知らない欧米人が日本人の食事風景を見
たら、「フォークの代わりに箸を使い、パンの代わりにご飯を
食べ、それを皿ではなく茶碗によそって食べるすべてが不思議
に思えることでしょう。そしてそれはみな日本的なものだと信
じることでしよう」。しかし、韓国人にとっては、「ご飯を食べ
るのも、箸を使うのも、すこしも珍らしい」ことではない。

「だから、韓国人には、日本の特異性がご飯や箸にあるのでは
ないということがはっきりわかります。つまり、日本だけの特
性をいまずこし細かく見分けるには、欧米人の眼よりも韓国人
の視線ということになります」。こうして李教授は、「日本と日
本人論は韓国人の観点、もしくは韓国の文化風俗との比較を通
して書かれたとき、その特性により接近できる」とされます。

この意味で「日本が韓国を忘れているということ……は、韓国の
ために不幸なのではなく、日本人自身のためにまずいこと」だ、
同様のことが韓国人にも妥当する、というわけです(二五頁)。

こうして、欧米と日本という対比の前に、日本と例えば韓国
の類似性と異質性という比較文化論的反省を踏まえ、アジア文
化の中の日本文化という視点を取り入れておく必要がある。そ

のことによって、日韓それぞれの文化的特性は立体感をもつも
のとなるからです。われわれはいまやこのような研究なしにす
ますことはできなくなっているのです。

しかし、このような比較研究は批判的なものでなければなら
ない。批判的というのは、自国文化を運命論的に捉えず、常に
歴史的に相対化して見るべきだという意味です。例えば、韓国
の文化の基底には儒教的な宗族的集団主義があり、日本には「イ
エ」的集団主義があります。しかしそれはいずれの国にとつて
も不変の宿命ではない。この点でわれわれは文化的運命論に陥
ってはならない。たしかにそのような文化的個性はわれわれの
それぞれの文化に深い刻印を与えております。しかしその刻印
とて歴史的な状況の中で与えられたものであり、異なった歴史
的狀況の中では、大きく変化していくものでもあり、変化させ
うるものでもあります。

この変化の方向性を科学的必然性として示すといった学問的
可能性は、現在では原理的に否定されております。このような
ヘーゲル主義的・マルクス主義的な歴史哲学的議論はもはや説
得力をもつてはいない。それではどのような可能性がわれわれ
に残されているのでしょうか。結論からいえば、西欧文化追従
論に陥ることなく、また自国の民族文化の絶対化論にも陥らず、

現実の社会の中で（不合理なもの）として露われてくる現実の諸問題を一つ一つ解決していくこと、そのことによつて（不合理なもの）を漸次的に除去していくこと、この営為を永続的に展開するという方向です。その営為は、日本に即して言えば、「イエ」型集団主義の倫理といま徐々に成立しはじめている新たな市民文化の倫理の相克を主たる焦点として展開されることになるだろうと推測されます。「イエ」型集団主義からの解放、バターナリズムの干渉の拒否、生産者の論理による侵害からの生活と自然的環境との防衛、男尊女卑の伝統からの女性の解放、一人前の人格をもたない従属者として子どもを見ることの否定、（不合理なもの）の除去のためのこのような運動は、静かだが少しづつ人々の共感を集めております。しかも（不合理なもの）は保守の側にだけあるわけではない。革新政党や労働運動それ自体が縮小された天皇制を内に抱えもっていることが、現在でさえ少なくない。私の内部にさえ、内なる天皇制がないとはいえないのです。そのような個別的な問題をめぐる問題提起は、同時に、権威主義的で事大主義的なメンタリテイの克服への呼びかけという意味をもっています。因みに、ごく最近ノーベル文学賞を受賞した大江健三郎は、天皇から与えられる文化勲章——それは明治天皇の誕生日である十一月三日を文化の日

とした日本の国民的祝日に授与されるのですが——を辞退しました。このことも天皇制への深い意味をもった抗議行動であり、市民文化への覚醒を促すものと見ることができるとは思います。この相克の中で日本の文化的伝統はいわば篩にかけられていくでしょう。日本的集団主義がもつ排他的・排外的性格も、この中で批判的克服の対象としなければならぬし、実際、部分的には既にそれが課題として自覚されはじめております。しかしこの相克の中で、否定する必要がなく、むしろ保存する方が適切であるような「イエ」的倫理、伝統的固有文化も見出されるでしょう。この可能性を予め否定してはならないでしょう。この過程がどのような推移を辿るかによって、日本において形成される市民文化の特性が形成されていくことになるでしょう。比較文明的な視野の中で、また現実の社会問題等々の対する研ぎすまされた眼差しの中で、自国文化にひそむ（非合理的なもの）を漸次的に除去していくとして、この漸次的除去の収斂点が西欧化にあるかどうかは、私には興味ある問題ではありません。だからといって西欧化とは別の目標点を設定する必要もない。われわれにとつて（不合理なもの）、許せないものとして現われてくるものを一つ一つ除去していくという営為を永続的に行っていくこと、そしてそれを適切な形でなすよう

料に政治制度・法制度を改善していくこと、必要なのはこのこと

だろうと思われるわけです。

資　しかし、そのような永続的行為は具体的にはどのようなものとして展開されるべきなのでしょう、それは極めて重要だが、今回の私がお話ししたのは別のテーマで語られるべき問題であります。

御静聴を感謝します。